

改正

昭和48年7月19日条例第36号

昭和58年3月24日条例第3号

昭和62年3月27日条例第1号

平成12年3月28日条例第1号

平成14年3月29日条例第4号

平成16年3月22日条例第2号

平成23年3月31日条例第3号

宮崎市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、本市の総合計画について審議するため、宮崎市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画財政部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年 7 月19日 条例第36号抄）

- 1 この条例は、昭和48年 8 月 1 日から施行する。

附 則（昭和58年 3 月24日 条例第 3 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和58年 6 月 1 日から施行する。

附 則（昭和62年 3 月27日 条例第 1 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和62年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成12年 3 月28日 条例第 1 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成14年 3 月29日 条例第 4 号）

この条例は、平成14年 4 月 1 日から施行する。（後略）

附 則（平成16年 3 月22日 条例第 2 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 3 月31日 条例第 3 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。